

当院からのご案内

●個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、次の利用目的以外には使用しません。

1) 院内の診療業務での使用

- ・問診の聴取や保険証を提示いただくことにより、診療録や歯科衛生士業務記録などを作成
- ・治療費の清算、定期検診の案内などによる健康維持・増進の推進

2) 院外の各施設・機関との連携のための使用

- ・他の病院、診療所、薬局、介護支援事業者、歯科技工所などとの医療連携
- ・保険請求明細書の作成による医療費の請求、審査支払機関からの照会に対する回答
- ・企業などから委託された歯科検診内容の報告
- ・医療に関わる専門団体、保険会社などへの相談または届け出など

3) 歯科医療の向上のための使用

- ・歯科医療サービスの向上や業務改善の基礎資料としての活用
- ・歯科医師の臨床研修、歯科衛生士の臨床実習などへの協力
- ・学会報告、各種研修会における臨床研究での活用（個人が特定されない形式に限る）

上記のうち、他の医療機関などへの情報提供や臨床研究への活用において、同意し難い事項がある場合にはお申し出ください。お申し出がない事項につきましては、同意いただけているものとして取り扱いをさせていただきます。同意につきましては、いつでも変更することが可能です。その他、ご不明点がございましたら院長までお申し付けください。

●通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

●新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければ出来ません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

●当院では診療情報の文書提供に努めています。

●当院は、保険外併用療養費を取り扱っています。

金属床による総義歯の提供

コバルトクロム床	216,000 円	チタン床	259,200 円
----------	-----------	------	-----------

お子様（13歳未満）のう蝕の指導管理とフッ素塗布等を行っています。

フッ化物の塗布	1,000 円	小窩裂溝填塞	1,500 円
---------	---------	--------	---------

※ 詳しい内容については、お問い合わせください。

●当院は以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

◆歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科治療時医療管理料の施設基準

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

◆口腔管理体制強化歯科診療所の施設基準

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

当院では患者さん宅への訪問診療時においても、計画的な医学管理の下に、訪問診療を実施しています。

◆外来後発医薬品使用体制の施設基準

当院では後発医薬品の使用を推進しています。医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施しています。

◆手術用顕微鏡加算の施設基準

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

◆歯根端切除手術の注3に規定する施設基準

手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

◆口腔粘膜処置の施設基準

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

◆レーザー機器加算の施設基準

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

◆光学印象の施設基準

口腔内スキャナーを用いた、修復物の印象（型取り）、咬合の確認を行っています。

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの施設基準

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

◆咬合圧検査の施設基準

義歯（入れ歯）装着絶前後の咬合圧を測定するために、歯科用咬合力計を備えています。

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の施設基準

医療従事者の賃金体制の改善につとめています。

◆明細発行体制加算の施設基準

個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を希望者に発行しています。必要のない場合はお申し出ください。

◆歯科外来診療環境体制・歯科診療特別対応連携の施設基準

（歯科医療機器安全管理1・歯科外来診療感染対策加算1）

安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、医療安全対策に関する研修を受けた医療安全管理者を配置しています。また以下の装置を備え緊急時の対応および医療安全について十分な体制を整備しています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

緊急時に円滑な対応が出来るよう、下記の医科保険医療機関と連携しています。

連携先保険医療機関名：厚生連高岡病院 電話番号：0766(21)3930

なお当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染について十分な体制を整備しています。

◆医療情報取得・医療DX推進体制整備に係る施設基準

当院では マイナンバーカードを活用して診療情報を取得することにより、質の高い医療の提供に努めています。同意いただける方はマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。



●当院からのお願い●

- ・初回（久しぶりの受診の場合を含む）は十分な診査を行うため、基本的に1時間の診察枠をおとりしています。お電話でご予約の上の来院をお願いいたします。
- ・また2回目の受診以降でも治療やメンテナンスに十分な時間を取れるよう、予約時間どおりの診療を心がけています。再診時も予約時間どおりの来院をお願い致します。夕方や土曜日の時間帯は予約のご希望が多いため、変更が必要な際には、早めのご連絡をいただけますようお願いいたします。
- ・ご連絡なしのキャンセルや、直前の変更の多い方は、混み合う時間帯の予約をご遠慮いただくこともございます。ご了承のほどお願いいたします。